

議発第1号

不適切行政事務調査特別委員会の設置について

上記の議案を裏面のとおりに地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び掛川市議会会議規則（平成17年掛川市議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出する。

令和2年2月19日提出

提出者

掛川市議会議員

大石 勇

鈴木 久裕

藤原 正光

嶺岡 慎悟

松本 均

鷲山 喜久

山本 行男

寺田 幸弘

藤澤 恭子

榛村 航一

窪野 愛子

小沼 秀朗

草賀 章吉

勝川 志保子

富田 まゆみ

松浦 昌巳

山本 裕三

二村 禮一

鈴木 正治

不適切行政事務調査特別委員会の設置

- 1 議決前の予算執行、家代の里地内緑地売却、和田岡原地内農業用貯水施設用地取得誤りや、個人情報を持ち出しなど、不適切な事務処理等が相次いで発生したことを受け、原因究明と再発防止に向けた今後の対応について調査研究を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第109条第4項及び掛川市議会委員会条例（平成17年掛川市条例第208号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、不適切行政事務調査特別委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 条例第6条第2項に規定する委員の定数は、7人とする。
- 3 委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、調査終了まで継続するものとする。